

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 濱田 洋

1 日 時

平成30年3月23日（金） 午後2時01分から
午後3時46分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

濱田洋、戸高賢史、志村学、御手洗吉生、近藤和義、羽野武男、平岩純子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、鴛海豊

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 中島英司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第7号議案から第9号議案まで、第42号議案及び第43号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情15について、質疑を行った。
- (4) 「農林水産業活力創出プラン2015」の創出額目標等の見直しについて、主要農作物種子法の廃止に係る県の対応について及び「次世代の大分森林づくりビジョン」の改訂についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

農林水産委員会次第

日時：平成30年3月23日（金）14：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

(1) 合議議案件の審査

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 7号議案 平成30年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 8号議案 平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 9号議案 平成30年度大分県県営林事業特別会計予算

第 42号議案 平成30年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 43号議案 大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 15 メガソーラー湯布院の事業について

(4) 諸般の報告

①「農林水産業活力創出プラン2015」の創出額目標等の見直しについて

②主要農作物種子法の廃止に係る県の対応について

③「次世代の大分森林づくりビジョン」の改訂について

④大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例（案）の検討状況について

(5) その他

3 協議事項

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

濱田委員長 ただいまから、農林水産委員会を開会いたします。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承お願い申し上げます。

本日は、全員の出席であります。また、委員外議員として森議員、駕海議員が出席しております。よろしくお願いいたします。

委員外議員の皆さんにお願い申し上げます。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんには、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件及び総務企画委員会から合議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

近藤畜産振興課長 資料の1ページをお開き願います。

第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、家畜診療及び検査事務分について御説明いたします。

1の改正の理由でございます。収入保険制度の創設などに伴い、平成30年4月1日から農業共済制度の根拠となっていた農業災害補償法の名称が農業保険法に変わります。今回の改正はこれに伴うもので、下段の新旧対照表にありますとおり、当課が所管します家畜診療及び検査事務の備考欄に同法の名称を使用している箇所がありますので、この部分を新しい法律名に変更します。なお、今回の改正による単価等の変更はございません。

参考までに、2に家畜診療及び検査事務の概要についてまとめています。これは家畜保健衛生所が農家からの依頼に基づき、各種疾病等の検査業務を行う際に徴収するものであり、手数料の算出の際には、農業災害補償法に基づく家畜共済診療点数表と、それに基づく薬価基準表を使用しています。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないようですので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を順次求めます。

中島農林水産部長 第1号議案平成30年度一般会計予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。

本日の委員会では、歳入歳出予算及び債務負担行為を含む平成30年度一般会計予算のうち、先日の予算特別委員会の際に説明を省略させていただいた主な事業につきまして、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

安藤農林水産企画課長 予算概要の16ページをお開きください。

世界農業遺産ファンド推進事業費15億100万円でございます。

この事業は、大分県農業農村振興公社ファン

ドの原資を貸し付け、その運用益を活用して世界農業遺産の保全・継承と地域の元気づくりを支援するものです。30年度は認定から5周年となることから、これまでの取組と今後の取組について考える地域住民参加型のシンポジウムの開催や地元農林水産物を活用した新商品開発などの提案を募集するビジネスプランコンテストなどを実施し、地域の元気づくりにつなげてまいります。

また、来訪者に世界農業遺産のコンセプトである農林水産循環を現地で分かりやすく理解してもらうよう、クヌギ林とため池、しいたけのほだ場を活用したビュースポットの整備にも取り組めます。

浅田地域農業振興課長 33ページをお開きください。

上段、直売所魅力・機能向上事業費1,642万3千円です。

この事業は、直売所の振興による中山間地域の活性化と生産者の所得向上を図るものです。これまでの新商品の開発支援などに加え、新たに看板・飲食メニューの多言語化等を支援するとともに、直売所をより広く知ってもらうためのスタンプラリーなどを開催いたします。また、県農協と連携し、福岡展開の可能性調査を実施します。

次に、34ページをお開きください。

上段、有機農産物生産流通拡大推進事業費753万2千円です。

この事業は、拡大する有機農産物のマーケットに対応できるよう、周年出荷体制の構築や新たな担い手の育成に取り組むものです。今年度、大手量販店への周年安定供給に向けた生産者のネットワークづくりを進めた結果、県内4グループが共同販売を開始したところであります。来年度も引き続き、生産力の強化を図りながら、ホテル等の新たな販路開拓や消費者の理解醸成などもあわせて進め、有機農業の振興に努めてまいります。

下段、GAP認証農場拡大推進事業費1,418万8千円です。

この事業は、各生産者の意向やレベルに応じ

たGAPの認証取得を促進するため、現地指導員や認証審査員の育成、認証取得費の助成、制度普及に向けたセミナーの開催等を行うものです。また、東京オリンピック・パラリンピックへの出荷基準を満たす農産物の生産環境の整備に向け、生産者が取り組みやすい県版GAP認証制度を、国のガイドラインに準拠して創設します。

次に、41ページをお開きください。

おおいた味力発信・地産地消推進事業費177万円です。

この事業では、県産農産物の消費拡大等に向けた「とよの食彩愛用店」に取り組んでいますが、ラグビーワールドカップなどインバウンドの増加を見据え、大分県が誇る豊後牛・しいたけ・県産魚の食材利用やメニューの英語表記、クレジットカード対応など、外国人観光客にお薦めできる店舗を、特に「とよの食彩愛用店プレミアム（仮称）」として認定しPRしていきます。

次に、48ページをお開きください。

下段、漁業調査船代船建造事業費3億3,712万7千円です。

この事業は、建造から18年経過し、老朽化が進む漁業調査船「豊洋」の代船を建造するものです。新たな調査船にはドローンを導入し、海洋観測結果や赤潮情報等をリアルタイムに発信できるシステムを採用するなど、機能を充実します。

小関新規就業・経営体支援課長 61ページをお開きください。

中段、次世代農山漁村女性リーダー育成事業費520万7千円です。

この事業は、女性が農林水産業の担い手として、さらに活躍していただけるよう次世代女性農業経営士の養成などに取り組むものです。また、女性組織の地域活動を促進するため、新たに食イベントへの出店に必要な備品整備やフードコンサルタントの派遣による新商品の開発を支援いたします。

光長農地活用・集落営農課長 69ページをお開きください。

一番下、集落営農構造改革対策事業費 8, 432 万 5 千円です。

この事業は、集落営農組織の経営基盤の強化や地域農業経営サポート機構の設立・運営を支援するものです。現在、水田の畑地化による園芸品目の導入を進めています。米・麦・大豆を中心に経営している集落営農組織が経営力を強化する上でも園芸品目の導入は有効です。そのため、機械整備等を支援するとともに、先進園芸農家等を濃密指導員として配置し、きめ細かな栽培指導に取り組みます。また、地域農業経営サポート機構については、現在の 4 組織を 10 組織まで拡大する予定です。

後藤おおいたブランド推進課長 飛びまして、84 ページをお開きください。

下段の農林水産物輸出需要開拓事業費 3, 722 万 3 千円です。

平成 30 年度には、畜産公社のアメリカ向け食肉加工施設の認定取得が予定されていることから、ネーミングや食べ方の提案など趣向を凝らしながらロサンゼルスでのレストランフェア等を開催するとともに、米国輸出に対応した予防管理適格者を育成します。養殖ブリについても、北米をターゲットとした販路拡大に取り組みます。また、台湾への牛肉、ベトナムへのなしなど、新たに輸出が可能となった国に対する販路開拓を進めます。

茶園畜産技術室長 99 ページをお開きください。

上段、肉用牛競争力強化対策事業費 5, 626 万 8 千円です。

この事業は、規模拡大に取り組む法人や農家に対し、国の畜産クラスター事業も活用しながら、畜舎の整備や省力化機器の導入を支援します。

その下、肉用牛生産基盤拡大支援事業費 15 億 7, 694 万 8 千円です。

この事業は、おおいた豊後牛の生産基盤を強化するため、引き続き繁殖雌牛や肥育牛の増頭を支援するものです。また、子牛市場の活性化に向け、新たに全共で優秀な成績を収めた出品牛等の精液を利用した人工授精に対し助成しま

す。

次に、101 ページをお開きください。

下段、第 12 回全国和牛能力共進会対策事業費 458 万 2 千円です。

平成 34 年に鹿児島県で開催される次回の全共でも好成績が収められるよう、脂肪交雑など肉質に優れた繁殖雌牛群の選抜に取り組むほか、関係機関などで構成する準備委員会を設置し、肥育牛の飼養管理技術を確立するなど、指導体制を強化します。

加藤農村整備計画課長 117 ページをお開きください。

上段、農業農村整備計画調査事業費 1 億 1, 041 万 8 千円です。

この事業は、水田の畑地化や低コスト化、大規模園芸産地づくりに向けた基盤整備を推進するための構想や計画作成に取り組むものです。平成 30 年度は宇佐市和間地区で畑地化を進めるため、おおむね 100 ヘクタールを対象に、土壌調査などによる畑地の適地調査や農家の意向調査を行い、農地再編整備構想を策定します。

諏訪林産振興室長 続きまして、141 ページをお開きください。

下段にございます、原木中間集積地整備事業費 5, 452 万 3 千円についてです。

この事業では、細かな選別が不要な曲がり材を効率的に流通させるため、県内 3 か所におきまして原木集積地の整備を支援し、原木市場での仕分けを経ることなく合板工場などに直送できるシステムを構築いたします。

続きまして、142 ページをお開きください。

上段にございます、森林認証材供給体制整備事業費 316 万 3 千円についてです。

東京オリンピック・パラリンピックにおいて、各国選手の交流の場となる選手村ビレッジプラザは、全国の自治体から提供される国産材を活用することとされています。本県からは、日田市と佐伯市から合わせて 40 立方メートルのスギ材を提供する予定となっております。両市に対し製材加工等に係る経費を助成するものです。なお、大会終了後に返却される木材につきましては、ベンチなどに加工し、公共施設等で

活用していく予定でございます。

樋口林務管理課長 145ページをお開きください。

上段、林業事業体強化推進事業費1億3,300万円です。

この事業は、生産性の高い木材供給体制の構築に向け、高性能林業機械の導入を支援するものです。平成30年度においては、素材生産から流通、加工、需要拡大対策まで、本事業を含む林業の成長産業化に向けた事業を全てまとめると約10億2千万円の予算額となり、29年度と同規模の事業量を確保しております。

岡田漁業管理課長 181ページをお開きください。

県産水産物流通拡大推進事業費1,439万9千円です。

この事業では、かぼすブリやかぼすヒラメ、養殖ヒラマサなどの戦略魚種について、関西や福岡などでの販路開拓に取り組みます。毎月第4金曜日のおおいた県産魚の日については、消費拡大につながる量販店での対面販売を促進するなど、より効果的に取り組んでまいります。さらに、県産魚の新たなマーケットを開拓するため、県産養殖ブリを用いた照り焼きなど、消費者ニーズを踏まえた加工品開発などに取り組みます。

影平水産振興課長 196ページをお開きください。

上から2段目の国東半島ヒジキ養殖振興特別対策事業費321万円です。

天然のヒジキ漁は、生産量の年変動が激しく、漁業収入が不安定な状況にあります。そのため、養殖適地であることが示唆されている国東半島周辺の3海域において、平成30年度から養殖試験等を実施するものです。地域課題対応事業として、東部振興局が新たに取り組みます。

中村漁港漁村整備課長 204ページをお開きください。

九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費3,135万1千円です。

国東市の竹田津港には、本県と中国地方とを結ぶ周防灘フェリーが就航しております。フェ

リー利用客の待合室等として利用されている上屋は昭和43年に県が建設したものです。築48年が経過し老朽化が激しいことから、フェリー会社による建て替えが計画されています。

本事業では、県の所有物である現行の上屋を解体するために必要な設計委託費と解体工事費などを計上しています。新しい上屋についてはフェリー会社が建設しますが、サイクルハブの設置など観光振興の面からも機能充実が予定されていることから、企画振興部や振興局と連携し、施設整備や誘客対策等に対する支援を行ってまいります。なお、完成はラグビーワールドカップ開催前の31年7月を予定しております。**濱田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

平岩委員 私、これまでずっと有機栽培の振興を頑張ってきてくださってお願いしていたんですけど、34ページに有機農産物生産流通拡大推進事業が753万2千円計上されています。昨年に比べて減っているんですね。県は今まで、やります、広げます、育てますって言ってくださっていたけど、どうして減っちゃったのかなと思います。少し残念な気がしています。

単一品目でロットがそろう、いちごだとか、白ねぎだとか、にらだとか、そういうのとはまた対峙しているわけではないけれども、有機栽培って多品目が採れるというところでは、すぐ収益が上がる事業だと思うんですね。

今、水田の畑地化というところを言われている中で、土地がどんどん荒れていくのなら、そこに草木堆肥を作って、そして、3年、4年、5年たてば、そこで収益が上げられるというような見通しを持てると思うんですけども、ちょっと有機栽培にかける思いを伝えてください。**浅田地域農業振興課長** 予算額は確かに減ってはおりますけれども、有機農業の推進を弱めているわけでは決してありません。

これも今年度から新規事業としてやっていきまして、いろんな取組がもう既にできております。一つはグループ化ですが、県下でもう4グ

ループできているということは、さきほど述べたとおりでありますし、そのグループ化とあわせて、グループをうまくマッチングして、全体の販路拡大につなげていくネットワークも、o h a n a 本舗を中心に、もう出来上がっております。

これからは、そういったものをさらにソフト的に推進していくということが非常に重要になってきますので、予算としては、そんなにはかからないのかなと思っておりますし、決して予算が少なくなったから有機農業の推進を弱めたわけではないということを御承知いただきたいと思っております。

今後はさらにそれを発展させて、今県内のホテル等ではなかなか有機農家とのマッチングというのがうまくいっていないというのが現状でありますので、さらにインバウンド対策としても、ホテル等への有機農産物の提供等も図りながら、今後、さらに推進していこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平岩委員 私、契約しているところから、一昨日、野菜が届いたんですけど、根菜と葉物で12品目ありまして、それに6次産業化しているカブの甘酢漬けもついてきまして、さあ、これから1週間、何を作ろうって、消費者としてはすごく幸せな気持ちになれるのが有機野菜だと思って思っています。

だから、このいいものを皆さんに広げたいなという思いがずっとありますし、研修生が3年たち、だんだん独立していかなければいけない時期に来ているんですけど、その人たちが新たな土地がなかなか手に入らないという問題も出てくると思います。

市によっては、例えば、由布市は全ての品目で補助金を出しているけれど、大分市はらとねぎしか補助金を出さないというような、いろんな縛りがあるみたいですけども、県の方でも何とかそういう若い人たちが育て、その人たちが土地を守ってくれるという視点で、これからはよろしくお願ひいたします。

近藤委員 農村整備計画課長に伺います。

さきほど水田の畑地化100ヘクタール、宇

佐の和間地区で進めるというようなお話でございました。知事は提案理由の説明の中で、34年までに500ヘクタールの畑地化をするというようなことを述べられておりますけれども、そのこと自体は悪いことじゃないですし、確かに畑地化すれば、園芸作物、収益が上がります。しかし、物すごく労力を要するんですよ。その辺のちゃんと見通しがついているのかどうかですね。

全国的には、栃木県のスカイベリーが有名ですよ。240億円ぐらい単品で売り上げておりますが、そこも畑地化して園芸作物に力を入れると。

あと、新潟県は業務用米の生産に力を入れるということで、他の県をずっと調べてみますと、やはり日本の水田というのは、日本の風土にぴったりしておるわけですよ。今の作業体系で、あんまり労力も要しない。だから、飼料用米への転作というのが非常に多くあります。そういうことをやって畜産振興と結び付けていけば、労力を要せずに、私は収益的にははるかに上がるんじゃないかなと思うんですけども、この労力の見通しについてはどういうふうに、担い手不足もあげられておりますけれども、野菜振興、園芸振興するに於いての労力の見通しについて、ちょっと伺います。

加藤農村整備計画課長 私どもで調査、計画をしておりますのは、さきほど和間地区で100ヘクタールということで、畑地化に適しているかどうか土壌調査をいたしました中で、地域の中でやっぱりどうしても水田農業を続けていけない方、誰かにもう貸していいよという方、若しくは自分でやっぱり高収益作物を取り入れていきたいという方、そういった地元の方に今回意向調査をいたします。あくまでも水田畑地化ありきでやるのではなくて、皆様方の意向をきちっと確認した上で、それであれば貸したい方を一定の箇所に集めまして、畑地に適した土壌のところには換地によりまして移動させます。そして、水田を続けたい方、また、さきほど言いました飼料作物を作りたい方には、またそういった箇所に皆さん集めて、そして、それぞれが

農作業がしやすいようにするというごさいます。あくまでもそういったことで圃場整備をしていく上で、どういった構想が練られるかということで、皆さん方からの意向の下に構想図を県として作成して、たたき台を皆さんにお見せすると、そこから事業化でぜひやるようであれば、きちんと大規模にやるものもありますし、小規模に整備していくものもありますので、その辺は地元の農家の方のオーダー、ニーズによりやっていく計画にしております。

近藤委員 説明、本当によく分かりました。私は、大分の気象条件を考えますときに、沿岸部というのは非常に日照時間に恵まれておまして、ハウスなんか高級園芸作物を作るのに適していると思うんですよ。

この前福岡に行きましたら、デパートで国東のシャインマスカット1房1キロが1万円で売られていました。それで、本場の山梨、長野産は7千円で売られていました。その記事が農業新聞で紹介されて、両県の知事は何ちゅうこっちゃと、本場の産物が新興産地の名もないようなところに負けるとは何事か、やり返せって厳命を受けているんですよ、山梨と長野の農林水産部はですね。

そういう新聞記事もありましたけれども、大分は非常に気候的に恵まれております。特に宇佐もブドウで結構有名になっておりますので、積極的に高級なものを作って外に売っていくというようなことをやっていただきたいなと思います。これは希望でございます。

羽野委員 33ページの直売所は1か所なのか、幾つか総合して構成されているのか、それと、補助率はどのくらいなのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

浅田地域農業振興課長 どの部分のことでしょうか。すみません。

羽野委員 33ページの直売所魅力・機能向上事業費、直売所の魅力、直売所の行う収穫力とか販売、メニューがありますよね、それぞれ。1か所でこれだけなっているのか、何か所かの分として、それぞれ事業があるのか。

浅田地域農業振興課長 分かりました。申し訳

ありません。

全体で、今年の場合は10か所程度やっていますけれども、引き続き10か所程度やらせていただきたいと思っております。

予算の範囲内で、10か所程度とは言いながらも、メニューによっては金額が変わってきますので、それによって箇所数が増える場合もありますし、減る場合もあるということで御承知いただきたいと思っています。

志村委員 本委員会の初委員会のときに、委員長が、今年目標は農業生産高を上げようと、もう一つ私が言った記憶があるんですけども、農業高校ですね、単独化にするための動きをしていこうという話を申し上げました。

久住校が、今回の代表質問に答える形で、工藤教育長が分校から本校へということを検討するという明確な声明がありました。これはもちろん聞いていらっしゃると思うんですけども、去年の海洋校に続いて単独校の農業高校ができるということで、担い手ということについては最たるものだと思っております。これはやっぱり教育委員会だけのことじゃなくて、やっぱり農林水産部としてもしっかりと対応するといましようか、支援するといえますか、どういうふうに支援したらいいか、ここが大事なことだと思っておりますので、まず、そこを教育長の答弁を受けて、農林水産部でどう考えるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

中島農林水産部長 今お話があったとおり、教育長から検討をしっかりとやっていくというお話がございました。

私ども、その検討の中でしっかりと、もし本校化するのであれば、より担い手が農業の分野に入っていけるような取組ができるように、一体的にできるように、しっかりとサポートをしていくと。

どうなるか分かりませんが、いくつか考えられると思うんですが、本校化がもし仮になった場合には、一つは恐らく出口。高校を出て就農していくという、そういう方も育てるし、一方でもう一つ、ワンステップ高度な学校に行きましよう、そういうような方も育てると、

大まかに言うと二つの出口をにらんでいくのではないかなと勝手に思っております。

そのときにどちらでも対応できるように、特にすぐ就農したいという方を育てるのであれば、それに対応できるというのは、やっぱり私ども農大を持っていますし、研究センターもございます。また、普及指導員もおりますので、そういった面でしっかりサポートはやってまいりたいと思っております。

志村委員 部長、海洋高校のときのことを考えますと、これはもう来年からできると思います。だから、できるかどうかじゃなくて、反対に農林水産部としては、来年4月、単独校になるということを前提でも構わないぐらいの施策はしてほしいと思うんです。

これはスケジュール的に言いますと、この夏ぐらいまでに教育委員会にもかけましょうし、秋の定数についての発表の時期までには大体決まってくるだろうと思うんですが、もう決まるということを前提に動くべきだと思うんです。

そして、私が心配しているのは、実は海洋校で、昨年、単独校になったときに定員オーバーして、受験生も定員オーバーして立派なスタートが切れたんですけども、実は2年目の今年、受験生がやっぱり15%ダウンして定員割れしているんですね。

だから、この勢いを保つことがいかに大事かと思うんですね。久住校にしても、本校になった場合に、やっぱりどうやって入学生を確保するかということが大きな課題であります。教育委員会の範疇では、やっぱり中学との連携ということを考えますけれども、私はやっぱり、農林水産部は農業改良普及員の方を通じて、農家と直接会っているわけですから、その御息さんなんかよく知っていると思うんですね。そういうところからも、やっぱり単独校のこの農業、久住校にぜひ受験をと、そういう総合力でやらないと、やっぱり定員をまた割るということになると、農業高校の運営が、あるいは担い手をつくるのが難しくなってくるので、そのところをどういうふうにするかということを考えてほしいと思います。もう前提にして

ほしいと思いますよ。

どうでしょう。

中島農林水産部長 はい、分かりましたと申し上げたいところなんですけれども、杓子定規で大変恐縮なんですけれども、所管である教育委員会が検討するというところまでしか言っていない段階で、私からそれ以上のことをなかなか公の場で申し上げにくいというところは御承知おきいただいた上で、もし本校化するというところに行くことになれば、今、委員からお話しいただいたようなところはしっかりと、私ども農林水産部の一番の重要課題の一つは、どうやって新規就業者、後継者を育てるかというところでございますので、そのところはしっかりやっていきたいと思っております。

志村委員 あんまり四角四面にこだわることなく、水面下でいろいろ話をしてくださいよ。ざっくばらんに県同士なんですからね。

実は、農業土木の人材が少ないんですね。やっぱりここをどうやって確保していくかということが大きな課題だと思っておりますので、農業土木、耕地改良ですね、有名な大分県の耕地改良ですから、耕地族をきちっとするためにも、農業土木、これもぜひ育成してほしいということをお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

濱田委員長 ほかに。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「結構です」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案平成30年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

葛城団体指導・金融課長 予算概要の218ページをお開きください。

第7号議案平成30年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について説明いたします。

予算額は、歳入・歳出とも表中、左から2番目の予算額の一番下にありまして、10億813万2千円です。

次の219ページを御覧ください。主な内容について御説明いたします。

林業・木材産業改善資金貸付金2億5千万円です。

これは、林業・木材産業の経営者及び事業者が、林業・木材産業部門で新たに経営を開始する際に必要な機械の導入や、林産物の生産性や品質を向上させる機械や施設整備などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

次の220ページをお開きください。

上段、木材産業等高度化推進資金貸付金3億7,500万円です。

これは、木材の生産・流通の合理化や木材供給の円滑化を図るため、素材・製材品等の購入や木材の加工流通システムの整備のために必要な資金を、金融機関との協調融資により低利で貸し付けるものです。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

葛城団体指導・金融課長 予算概要の226ペ

ージをお開きください。

第8号議案平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について説明します。

予算額は、歳入・歳出とも表中、左から2番目の予算額の一番下にありまして、2億191万円です。

次のページを御覧ください。主な内容について御説明いたします。

沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。

これは、沿岸漁業従事者に対して漁業経営や生活の改善並びに青年漁業者の育成確保を図ることを目的として、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必要な資金を無利子で貸付けるものです。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方は、よろしゅうございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案平成30年度大分県営林事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

森迫森林整備室長 230ページをお願いいたします。

第9号議案平成30年度大分県営林事業特別会計予算について説明いたします。

左から2番目の予算額の欄にありますように、歳入・歳出とも5億6,225万5千円です。

次の231ページを御覧ください。主な内容について御説明します。

中段、伐採事業費1億3,138万7千円です。これは、県行分収林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付す

る分収交付金の支払いなどを実施するものです。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第42号議案平成30年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

安藤農林水産企画課長 農林水産委員会資料を御覧ください。2ページでございます。

第42号議案平成30年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、御説明いたします。

これは、平成30年度当初予算案に計上しております農業農村整備事業など農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を関係する市町村に負担させることについて、地方財政法及び土地改良法の規定に基づき、議決を求めものがございます。

表を御覧ください。

ここには事業ごとの負担割合を、また右側に矢印がございますが、矢印の6事業につきましては、29年度から率に変更がありますので、その主な理由を下段にまとめております。変更部分はいずれも事業実施箇所や事業種別の変更・追加に伴うものです。

なお、議案の提出にあたっては、法の定めにより変更部分を含む全ての事業について、前もって関係市町村から同意をいただいております。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方は、ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 別に質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第43号議案大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

加藤農村整備計画課長 お手元の説明資料の3ページをお願いいたします。

第43号議案大分県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部改正について、御説明いたします。

1を御覧ください。今回の条例改正の背景となります土地改良法の改正概要についてまとめております。

まず、①農地中間管理機構関連事業の創設でございます。

これは、担い手への農地集積を目的とした改正で、農地中間管理機構に対して15年間以上の管理権の設定が行われている農地であることなど一定の要件を満たせば、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに、基盤整備事業を行うことができるという事業です。

その下の②を御覧ください。

農業水利施設耐震化事業でございます。こちらは防災減災力を強化する目的で創設されたもので、本事業も都道府県が農業者からの申請によらず、かつ、農家負担や同意を求めずに事業実施が可能ということが特徴となっています。

今回の議案は、これらの法改正等に伴いまして関連する三つの条例を改正するものがございます。

下の2を御覧ください。

まず、(1)の大分県営土地改良事業分担金徴収条例です。

この条例は、県営土地改良事業によって受益が生じる農業者等から徴収する工事等に係る分担金について、必要な事項を定めた条例でござ

います。今回、創設された機構関連事業では、整備に係る農業者からの分担金は発生しませんが、特別徴収金の徴収は可能とされています。これは、農地所有者が本事業により区画整理した土地を、機構への貸付期間内であるにも関わらず、目的外の用途に使用するため所有権の移転をしたといったような場合に、事業実施者の県が農地所有者等から徴収するものでございます。今回の改正では、本条例に特別徴収金を徴収できる旨の規定を追加するとともに、徴収期間や字句等所要の改正を行います。

次に、(2)の大分県土地改良財産の管理及び処分に関する条例でございます。

これは、県営土地改良事業によって生じ、又は取得した農道やダム等については、市町村や土地改良区に管理を移管するといった、土地改良財産の管理及び処分についての必要事項を定めたものでございます。今回の土地改良法の改正により、県営土地改良事業の種別として新たに機構関連事業及び耐震化事業が追加されました。これに伴いまして、工事終了後に本条例に基づき管理移管等を行う財産に、この2事業により取得した財産を追加するものでございます。

最後に(3)の大分県国営土地改良事業負担金徴収条例でございます。

これは、国営で土地改良事業が実施される際に、県が農家から徴収する負担金の支払期限等を定めた条例です。こちらについては、国において農家負担金の支払期間の起算日について、これまで事業完了の翌年度からとしていたものを、民法の規定との整合を図るため、事業完了の翌年度の初日からという表記に改めたことに伴うものでありまして、実質的な内容の変更はございません。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

ここで5分間休憩します。

午後2時53分休憩

午後2時59分再開

濱田委員長 それでは、再開いたします。

議長から回付されております、陳情15メガソーラー湯布院の事業について、執行部の説明を求めます。

藤本森林保全課長 ピンクの冊子の1ページ目を御覧ください。陳情番号15メガソーラー湯布院の事業について御説明いたします。

この陳情は、東京都のメガソーラーの事業者から提出されたものです。その内容は、地元説明会への参加呼びかけを行ったものの、地元に応じていただけないため、これをもって関係住民の同意をいただいたと判断し、説明会を打ち切ることにについて県に理解を求めるというものでございます。

本件につきましては、要旨の前半部分に環境条例という文言がありますが、環境アセス等の条例におきましては、地元同意を要件としないことから、地元同意を求めている林地開発許可に係る陳情と考えております。しかしながら現時点では、陳情提出者から林地開発許可の申請は行われておらず、また、具体的な事前協議もなく計画内容も示されていないことから、案件について判断できる状況にございません。このため、本委員会では一般的な林地開発許可について御説明申し上げます。

委員会資料の4ページをお開きください。

まず、根拠法令等でございますが、(1)のとおり林地開発許可は森林法第10条の2第1項に基づくもので、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、県知事の許可が必要となります。許可の条件は(2)にありますとおり第2項に定められており、1災害の防止、1の2水害の防止、2水の確保、3環境の保全の四

つの許可基準に反しない場合、県知事は許可しななければならないとされております。

一方でメガソーラーの設置等につきましては、自然景観を損なう等の地域住民の不安の声も多ことから、県では（３）にありますように、平成２７年６月に林地開発許可に係る審査要領に地域住民との合意形成を求めることを明記し、申請者に対して合意取得の指導を行っているところであり、本件におきましても、仮に申請がなされるのであれば、地域住民との合意形成を求めてまいります。

濱田委員長 この陳情について、何か御意見はありませんか。

近藤委員 私は、地元ですのでよく知っているんですが、塚原の全共の跡地は、ああいうすばらしい草原景観をメガソーラーにすると何事かと猛反対をしておりました。ここは景観を損ねるようなところじゃないし、ほとんど盆地の中から見えません。別に悪いことではないのかなど。

ただ、たった一人だけ頑強に反対している人がおります。あとの人は、その人が反対するのでおとなしくしているだけで、会社の話を聞いてみましたら、地域の公民館の運営とか、そういうものは利益の中から出して、以後ずっと協定してやりましょう。そして、災害が起きないようにいろんな対策を全部やりますというようなお話でやっているんですけれども、一人の人が反対するもんですから、その人に遠慮して、誰も説明会に行かないというような状況があるんです。

だから、もしこれが許可がいるとしたら、ちゃんと県に出てきて、やっぱり説明なり、いろんなことをやらないけんのかなど、今聞いて分かったんですけれども、私の知る限りではクリーンエネルギーの供給で、別に悪いことではないのかなどと思っておることを申し上げておきます。

濱田委員長 ほかに御意見ありませんか。

陳情ですからもう御意見がなければ、一応、これで終わりたいと思います。

委員外議員の方はいいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 ほかに御意見等もないようですので、陳情についてはこれで終わります。

濱田委員長 次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

安藤農林水産企画課長 資料５ページをお開き願います。

「農林水産業活力創出プラン２０１５」の創出額目標等の見直しについて、御説明申し上げます。

本プランは平成２７年１２月に策定し、平成３５年の創出額目標を２、２５０億円として、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現、安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりを目指し、農林水産業の構造改革を進めてきたところでございます。

その結果、資料の表の左側、太枠で囲んだ部分一番上にありますとおり、２８年の創出額がトマトやにら等の戦略品目の生産拡大や食品加工等による付加価値額の増加などにより２、２８５億円と３５年の目標値２、２５０億円を前倒して達成する見込みが出てきたことから、今回、創出額目標を上方修正いたします。

上方修正後の数字は、右側の太枠で囲んだ部分の一番上の左側にありますとおり、２５０億円増の２、５００億円でございます。これと連動して、戦略品目についても各下段に括弧書きで示しているとおり、８３億円増の１、０９３億円に上方修正するとともに、農林水産物の輸出額についても１８億円増の４８億円に上方修正いたします。

目標額の見直しにあたっては、戦略品目等の市場トレンドに加え、下の枠内にあります施策の効果等を踏まえております。

主な見直しとしては、①の農業関係では、水田の畑地化による高収益作物への転換により園芸の産出額を現行の目標値から１００億円上積みするほか、②の林業関係では、主伐・再造林の加速により素材生産量目標を現行の約２０％増となる１５０万立方メートルまで拡大し、③の水産業関係では、北米需要が高まっている養殖ブリ類の輸出拡大により１５億円増加させま

す。

新たな創出額の目標達成に向け、引き続き関係者一丸となって、農林水産業の構造改革にしっかりと取り組んでまいります。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

濱田委員長 別に質疑もないようでありますので、②から④までの報告を順次お願い申し上げます。

光長農地活用・集落営農課長 資料の6ページを御覧ください。

主要農作物種子法の廃止に係る県の対応について、御説明いたします。

平成30年4月1日付けで主要農作物種子法が廃止されます。主要農作物種子法——いわゆる種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産を背景に制定されたもので、都道府県に稲・麦・大豆種子の生産・普及を義務付け、種子生産ほ場の審査や原種の生産などを行うように規定したのですが、これまでの経過にありますとおり、平成28年11月に決定された、農業競争力強化プログラムの中で、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するため、種子法を廃止することが明記され、昨年4月に種子法を廃止する法律が公布されました。

その後、(3)にありますように昨年11月の農林水産省の通知では、都道府県は種子法廃止後も民間事業者による種子生産への参入が進むまでの間、都道府県内の主要農作物種子の生産供給の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要とされており、交付税措置も継続されることとなっています。

3を御覧ください。

米の民間育成品種の現状ですが、実需者との契約栽培が主であり、参考に県産の種子粳と民間品種の価格を比較しておりますが、単価は高く、ごく一部の品種に留まっております。こういったことも踏まえた県の方針を次ページにお

示しております。まず、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子の安定供給が実現されるまでの間、県は①奨励品種を決定するための試験、②原種等の生産、③種子審査等にこれまでどおり取り組んでまいります。

また、海外流出等の不利益の恐れがなく、多収品種の育成など県農業の強化に資すると判断される場合には、県が有する種子の生産に関する知見を民間事業者へ提供し、民間活力の活用を図ります。具体的には、(2)に図で示していますように、主要農作物種子法に代わる大分県主要農作物種子制度基本要綱の制定等諸規定を整備し、従来同様に良品質な種子の安定供給に対応してまいります。

樋口林務管理課長 次世代の大分森林(もり)づくりビジョンの改訂について御報告いたします。

お手元に、次世代の大分森林(もり)づくりビジョン改訂版の冊子を配布させていただいておりますが、改訂のポイントをまとめておりますので、委員会資料の8ページで説明いたします。

1の策定の目的と主な内容を御覧ください。

県では、将来のあるべき森林の姿を明らかにし、その実現に必要な施業方法等を具体的に示した森林(もり)づくりの指針として、平成25年3月に本ビジョンを作成し、黒枠内のイラストにありますとおり、森林を緩・中傾斜地の木材生産機能等を重視する生産林と、尾根部や急傾斜地の経営面よりむしろ公益的機能を重視する環境林に区分し、目的に応じた施業方法や誘導方法を示すことで、多面的な機能を発揮できる森林の造成を目指しております。

その下の黒枠を御覧ください。

作成後5年間の取組の成果をまとめております。ビジョンで目指す森林の実現に向けて、低コストで合理的な森林施業や災害に強い森林づくりの推進を進めてきた結果、林業産出額、素材生産量とも大きく増加するとともに、疎植造林の定着による育林コストの3割削減や主伐生産性の2割向上など構造改革が進展しています。他方、山元立木価格は上向いてはいるものの、

1 立方メートルあたり 2 千円台にとどまっていることや、林業作業員数の減少等、成長産業化に向けてまだまだ解決すべき課題も散見されま

す。

2 の改訂の目的を御覧ください。

今回の改訂は、こういったこれまで 5 年間の取組の成果や課題に加えて、県内の森林の 5 1 % が伐採期を迎え、間伐から主伐への移行期を迎えていることや多発する豪雨災害や流木被害などの環境変化へ対応を目的に行うものです。

その主な内容を説明しますので、3 の主な改訂点を御覧ください。

持続的な林業経営を可能とするための取組として、まず、経営の強化の面では（ア）の森林施業の省力化にありますとおり、一貫作業システムの本格導入による植栽経費の低減・再造林推進対策を強化します。また（イ）の素材生産性の向上にありますとおり、全国トップレベルとなる作業員 1 日あたりの生産量 1 2 立方メートルを目指すことで、生産コストを削減し森林所有者の経営意欲の向上を図ります。

（ウ）を御覧ください。担い手の確保・育成についてです。こちらについては、林業アカデミーや労働安全活動の強化による育成環境の整備、労働環境の改善に努めます。さらに、

（エ）の災害に強い森林づくりでは、帯状伐採による広葉樹林化などの取組をさらに推進することで、森林の災害防止機能を強化していきます。

本ビジョンの達成に向けては、県のみではなく市町村、森林組合、事業体等関係者が一体となった取組が必要です。これまで以上に、関係者との連携を強化し、持続的な林業経営を可能とする仕組みを構築することで、大分県農林水産業振興計画の新たな目標である、平成 3 6 年度の素材生産量 1 5 0 万立方メートルの達成を目指します。

中村漁港漁村整備課長 委員会資料の 9 ページを御覧ください。

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例（案）の検討状況について御説明いたします。

1 経緯を御覧ください。

河川や港湾、漁港などへのプレジャーボート等の放置艇については、東日本大震災の津波発生時に 2 次被害をもたらしました。そのため国は、平成 2 5 年にプレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画を策定し、平成 3 4 年度までの 1 0 年間で放置艇を解消することを目標に取組を進めることになりました。本県においても、平成 2 6 年より、南海トラフ巨大地震による津波の影響が最も心配される佐伯地区をモデルとしまして、土木建築部を中心に放置艇の実態や係留可能な区域の把握、船舶所有者へのアンケート調査などを進めてきました。

そうした中、昨年 1 0 月に開催しました佐伯地区の検討会におきまして、条例化により県としての姿勢を示すべきだとの御意見をいただきました。農林水産部所管の漁港の適正管理にあっても、プレジャーボート対策は重要な課題の一つであり、しっかりと県の考えを示していくことが適当と考えています。

そのため、1 2 月の第 4 回定例会で知事からも答弁させていただきましたが、県及び市町村が管理する漁港に、河川、港湾を加えた 3 水域連携で放置艇対策を進めていくという県の考えを明確にし、放置艇ゼロに向けた関係者の理解を得るという意味で条例制定の意義は大きいことから、昨年 1 2 月 2 6 日、土木建築企画課を事務局として、関係者からなる条例案検討会を設置いたしました。これまで 3 回の会議を開催し、3 月 2 日の検討会において、条例の素案がまとまったところです。

2 条例素案の概要を御覧ください。

まず、目的ですがプレジャーボート等の適正管理を進めることで、係留保管の秩序を確立し、公共水域等の利用の適正化を図ること、良好な生活環境や景観の保全、海洋レクリエーション活動の健全な発展を図ることとしています。

役割として、県は国や市町村その他関係者と連携し、総合的な施策を推進することや所有者等に対する指導・啓発活動などの責務を、所有者は、関係法令の遵守や係留保管施設へのプレ

ジャーボート等の係留、廃船時の処理などの責務を有するものとしています。事業者にも、所有者等に対するプレジャーボート等の適正利用についての啓発等の責務規定を設けたいと考えています。

また、(5)のとおり重点的かつ優先的に取り組む必要のある河川や港湾、漁港の公共水域等を適正化推進区域に指定すること、そして、

(6)のとおり、同区域内においては所有者に対するプレジャーボート等の係留保管施設への移動又は撤去に係る指導の強化などを明記したいと考えています。

3今後のスケジュール(案)ですが、本日の委員会で議論をいただいた後、今月下旬から条例素案に関するパブリックコメントを実施し、県民の皆様からの意見を広くお聞きいたします。

これらを踏まえ、平成31年4月からの施行を目標に、第2回定例会にて条例案を提出させていただきたいと考えています。

濱田委員長 以上で、諸般の報告②から④までの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

近藤委員 種子法の廃止に絡んで、ちょっとお願いがあるんですが、しばらくは県が対応するというので、ぜひやっていただきたいと思うんですが、せっかくいい品種とか、いろいろなものを育成しても、簡単に海外に持ち出されてしまうという経緯がありますよね。

この前、平昌オリンピックを見ていましたら、日本のカーリング女子が、韓国のいちごは大変おいしくて食べているのをテレビで目の当たりにしましたが、その話を聞いて、僕はもう一瞬で違和感を感じました。案の定、日本が育成した品種が簡単に持ち出されて、そこで改良された品種だということが分かりました。

韓国内に流通するだけならともかく、その品種を利用して、海外で40億円以上ぐらい韓国イチゴを輸出しているわけですよね。それだけ日本が育成したものでやられているということは、日本がそれだけ市場を奪われるということになりますので、これは県だけの力じゃどうし

ようもなりませんので、種子法の廃止に絡んで、国と協議をしながら、やっぱり育成した品種の知的財産権というのをどう保護をやっていくかと、そういうこともぜひ力を入れて、いいものができたら、それでやっぱり育成した者が5年間利益を受けられると、そのようなことをしっかりやっていただきたいというお願いでございます。

それからもう一点は、森林の計画でございますけれども、戦後植えた木、50年、60年たっておりますが、生産農家の手取りは本当に今安いんですよ。畑に植えた大根は3か月で成長しますが、この大根5本の値段とスギの1本の値段が今同じぐらいなんです。それじゃ、あと植える気にならないんですよシカの害がありますので、シカネットとかやったら、もう木を切って売っても、骨折るだけで仕事にならない。それでほったらかしておるわけですよ。

だから、やっぱりある程度公的な資金を投入して、再造林についてはやっていかないと、日本の森林は荒廃の一途をたどります。

戦後、木が足りなくていろんなところに無理して植えたそのツケがきて、予想以上の雨が降るもんですから、ああいう流木災害を引き起こすんですが、その対策というのもしっかり練られておりますので、やっぱり植えるべきところには、広葉樹をしっかり植えながらやっていただきたいと思います。

要望ですけれども、何かございましたらお願いいたします。

樋口林務管理課長 確かにおっしゃられるとおり、ビジョンのまとめの中でも、山元の立ち木の価格は安いということで、今後さらに生産性を上げて、山元立木価格を上げるというような取組を進めるとともに、再造林につきましては、大分県は非常に先進的な取組を進めておりまして、現状で恐らくタマホームの基金を活用すると、95%ぐらいまでの補助はしております。しっかり山を切った後は再造林に取り組むということで、地元の山林所有者の方のやる気が今後ますます湧いてくるように頑張っていきたいと考えております。

また、流木被害につきましては、いろいろ知事主導の下、川沿いの大きい木は切って、広葉樹に替えていくことで防災機能を高めたりとか、あるいは、ビジョンにも書いておりますけど、尾根筋やら急傾斜地は広葉樹にすることで、災害に強い山づくりというのは今後しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

都留農林水産研究指導センター長 品種のことでお話がございましたので申し上げますと、大分県も今回、ベリーツを開発しましたけれども、過去、韓国であったり、中国であったり、随分いろんな品種を不当に使用されているという経緯があります。

ですから、今後、国内で品種登録すると同時に、国外でも流通するであろうと思われる国については、知的財産権の登録等は相談しながら進めてまいりたいと思っています。

平岩委員 プレジャーボートの件なんですけど、放置の船が多いというのは聞いていたんですが、4, 600隻もあるんだって、びっくりしたんですけど、ちょっと私よく分かっていないんですけど、持ち主がもう使わない、捨てるつもりでそこに放置しているものや、それから、そのプレジャーボートを使ってお魚釣りに行ったとかするのには、そこに勝手に置いている。

で、土木の管理では、県の所有しているところにそれを置くと、お金を払わなきゃいけないんですよ。そういうものもせずに、ただ自分勝手に置いていると捉えていいんですかね。それをきちんと持ち主に啓発して、そして片付けるものは片付けてもらい、きちっとお金を払って、そこに管理して置くというふうにかけているのか、そこを少し教えてください。

中村漁港漁村整備課長 今回の放置艇というのは、実はプレジャーボートを指してまして、漁船以外の船を放置艇という形とプレジャーボートという形、両方で呼んでおります。

ですから、プレジャーボートが既にもう沈船とか、傷んでいるということではなく、漁船として登録していないものを漁港の中では、県に届けていないということで放置艇という名前で

呼んでいますので、全てが沈船になっているわけではございません。

そういう中で、今、私どもは基本的には地区の漁民の方と話しながら、漁港の大きさや漁港の形を決めておりますので、基本的には漁船を対象としてきました。近年、プレジャーボートの増加、プレジャーボートと言いましても、基本的には船外機が付いたぐらいの小さいボートが増えてきてまして、至るところに放置されている状態も出てきております。

そういう中で、今まで漁港では届出制、持っている人から、今日、ここにとめますよという情報ももらって、管理してきたんですが、そういうように私たちは、今までプレジャーボートというのに対して、ちゃんとした対策その他を持っていませんでしたので、今後はちゃんとプレジャーボートをきちんとして管理をしていきたいということを今回の中で検討していきたいと思っています。

御手洗委員 8ページなんですけど、さきほどもお話がありましたように、災害に対する取組ということで説明がありました。ここの2番目の5年間の主な取組の成果ということで、川沿いに広葉樹、24年は全くない中で28年は49か所やっているということなんですけど、今、全伐をやっているところが多数あるわけですが、その中にもう既に植付けをやっているところについては、これを適用されるんですか。

要するに、災害に強い森林づくり、急傾斜のところにもう既に切って植付けしているわけです。そういうところはどのような指導をされるんですか。

森迫森林整備室長 今回の事業については、一つの带状伐採と書いている分に関しては、急傾斜地で次の世代が生産林として活用するのは難しいだろうというところで、今年の水害等を受けて、針葉樹が下流域まで流れていく可能性が強いということで、危険性が高いところについては、森林所有者の了解を得ながら、皆伐をするイメージじゃないんですけども、少しずつ切っていって、天然の力を借りながら工事していこうというイメージをしていまして、既に再

造林をしたところについては、これからしっかりと山に育てていってもらうために、これまでの間伐と森林整備をしっかりとやって、健全な森をつくっていただきたいと思います。

御手洗委員 よく分かりますが、全伐をして、今、植林しているところについては、30年、50年たったら、また同じような状況が発生するわけですが、そのときにまた同じような形で切るわけですか。それとも、今の時点で指導しながら、広葉樹を植える、自然に生えるのを待つ形にするのか、今からやっておかないと、今、切ったやつを植えているわけですから、その指導はなされないでこれをやるというのは、ちょっとまた何年か後には同じような状況が起きるんじゃないかなど。どうなんでしょうかね。

森迫森林整備室長 ビジョンの説明の中で少し抜かしておりましたが、今、人工林が20万ヘクタールほどあるんですが、このうち8割は生産林としてやっていこうと、残りの2割は、多分これは、今言った急傾斜とか尾根とかあって、災害に強い森林づくりに転換していった方がいいんじゃないかなという取組も進めています。今、再造林をされているところは、これからも経済林としてやっていっているところだろうと認識をしております。

御手洗委員 そのところは、各市町村それぞれ切っているわけですから、今、もう植えているわけです。急傾斜のところを、既にね、切った後。そういうところの指導をしておかないと、何年か後には同じような状況になるわけですから、またそのときに切るのではなくて、その間を抜かして植林させるとか、そういう指導は徹底してやってください。

森迫森林整備室長 今、御指摘いただいたとおり、これから伐採していくところについては、急傾斜地、尾根等は広葉樹林化を進めていくような指導もしていきたいと考えています。

濱田委員長 ほかにいいですか。委員外議員は。

森委員外議員 8ページの森林づくりビジョンの改訂の件なんですけれども、この冊子で見ると、5年間のこれまでの成果が87ページに、

数値で見る5年間の取組状況ということで、非常に分かりやすくこの5年間の取組が掲載されています。

その中で、木材生産力の強化のところに林業専用道とか森林作業道に関しても、かなりの延長が整備されていると、これで見受けられるんですが、一方で、ちょっとページを戻って83ページ、森林基本図の整備状況をこちらに載せておられるんですけども、今、航空レーザー測量とかで詳細に作業道なり、そういうのを把握するっていうことも可能だと思うんですが、またそれが防災、今回の大きな災害等でも、森林基本図の内容というのは非常に重要になってくるかと思うんですけど、ここに整備を今行っていますというような経過の状況が、83ページの下の森林基本図の精密化のところに書かれているんですが、今の整備の状況とか更新の状況についてお尋ねします。

樋口林務管理課長 おっしゃるように、航空レーザー測量をやって、それを基に森林基本図をやり換えておりますけど、実は今月、また新たに航空レーザー測量を150平方キロメートル実施いたしまして、これで、大分県ごく一部ちょっとまだ抜けているところがあるんですけど、データは多分9割前後まではそろっています。

それで、あと基本図の作成は一昨年から進めておまして、30年度で一通り航空レーザー測量に基づく森林基本図ができます。それがそろった後、公開するというようなことになると思いますので、もう数年、できれば再来年には公開できればと考えております。

森委員外議員 さきほどの予算概要の中で、そういうのが予算として見受けられなかったのですみません、さっき質問しなかったんですけども、特に山の中の災害、これは他の水路災害とか、いろんな災害でも言えるんですけども、森林基本図のデータとか路網というのは非常に役に立つものじゃないかなと思っていましたので、できるだけ早く整備が進めばいいんじゃないかなと思っております。

濱田委員長 よろしいですか。（「はい」という者あり）ほかにないようでありますので、以

上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

ここで私から、一言お礼申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔中島農林水産部長挨拶〕

濱田委員長 ありがとうございました。

せっかくでありますので、御勇退される方々を代表して重盛審議監と吉野審議監のお二人から、これまでの農林水産業に関する思いや今後の後輩職員へのメッセージなどを含めて御挨拶をいただきたいと思います。

〔重盛審議監挨拶〕

〔吉野審議監挨拶〕

濱田委員長 ありがとうございました。

このほか、近藤畜産振興課長ほか四名の方が御勇退されますが、お言葉は後ほど、懇親会の席でいただきたいと思います。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部は、大変お疲れさまでした。

〔農林水産部退室〕

濱田委員長 このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、特に何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、ここで、委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

濱田委員長 これをもちまして、農林水産委員会を終わります。大変お疲れさまでした。